

東消防署新築工事に係る実施設計・施工一括発注

入札説明書

令和6年10月11日

尼崎市

## 目次

用語の定義	4
第1章 入札説明書の定義	6
1. 1 本書の位置づけ	6
第2章 事業の目的	6
第3章 実施者及び事務局	6
3. 1 実施者	6
3. 2 事務局	6
第4章 事業概要	6
4. 1 事業名称	6
4. 2 本事業の事業方式	6
4. 3 選考方法	7
4. 4 公告日	7
4. 5 事業期間	7
4. 6 業務別の完了期限	7
4. 7 本事業の上限入札金額	7
4. 8 計画概要	7
4. 9 事業の構成	8
4. 10 遵守すべき法制度等	8
第5章 参加資格要件	8
5. 1 参加者	8
(1) 参加者の構成と定義	8
(2) 構成企業等の明示	8
(3) 構成企業の変更及び追加	8
5. 2 参加者の備えるべき参加資格要件	9
(1) 共通の参加資格要件	9
(2) 個別の参加資格要件	10
5. 3 参加資格要件の喪失	11
第6章 事業者の募集及び選定に関する事項	12
6. 1 募集及び選定の方法	12
6. 2 募集及び選定スケジュール（予定）	13
6. 3 基本設計書等の貸与	13
6. 4 第1回質問書の受付	14
6. 5 現地調査	14
6. 6 参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法	15

6. 7	第2回質問書の受付	15
6. 8	VE提案書の受付及びVE提案書の採否通知	16
6. 9	入札書及び提案審査書類の受付期間・提出場所及び方法	16
6. 10	事業者の選定方法	17
(1)	最優秀提案者の審査及び評価方法	17
(2)	参加資格審査に関すること	17
(3)	技術提案審査に関すること	18
6. 11	参加にあたっての留意事項	18
6. 12	技術提案書の評価方法	20
第7章	提出書類	20
第8章	契約に関する事項	21
8. 1	契約手続き	21
8. 2	契約金額	21
8. 3	契約保証金	21
8. 4	契約不適合保証金	21
8. 5	保険	22
8. 6	選定事業者の権利義務に関する事項	23
第9章	その他	23
9. 1	費用負担	23
9. 2	市と選定事業者の責任分担	23
9. 3	情報公開及び情報提供	23
9. 4	守秘義務	23

## 用語の定義

市	尼崎市を指す。
市職員	本事業における行政側の業務担当者を指し、指示、連絡、事務等の業務を行う職員をいう。
選定委員会	東消防署新築工事DB事業者選定委員会を指す。
本事業	東消防署新築工事を指す。
整備	本施設の実施設計及び建設（既存施設の解体を含む）を指す。
実施設計	選定事業者が要求水準書及び提案書に基づき行う実施設計を指す。
建設	選定事業者が要求水準書及び提案書、選定事業者が本事業において作成する実施設計図書等に基づき行う本施設の建設を指す。
工事監理	選定事業者が要求水準書及び提案書、選定事業者が本事業において作成する実施設計図書等に基づき行う本施設の工事監理を指す。
提案書	入札説明書等を基に参加者が市へ提出する本施設の整備に関する提案書を指す。
本施設	本事業で整備する東消防署庁舎、訓練棟、その他施設の建物本体、建築設備、付帯施設、植栽・外構等を含む全ての施設をいう。
本施設用地	本施設を建設する事業用地であり、事業の対象範囲となる土地をいう。
総合評価一般競争入札方式	地方自治法施行令第百六十七条の十の二に規定される決定方法を指す。
DB方式	Design（設計）、Build（建設）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法を指す。
最優秀提案者	本事業の総合評価一般競争入札方式に参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった者を指す。
選定事業者	本事業における施設整備業務を実施する者として契約を締結した者を指す。
代表企業	応募手続きを行い、市と直接契約を締結する法人のこと。
構成企業	実施設計関連業務を行う企業、工事監理関連業務を行う企業、又は建設工事関連業務を行う企業で、市と直接契約を締結しない法

	人のこと。
実施設計事業者	代表企業又は構成企業のうち、実施設計関連業務を行う事業者を指す。
工事請負事業者	代表企業又は構成企業のうち、建設工事関連業務を行う事業者を指す。
工事監理事業者	代表企業又は構成企業のうち、工事監理関連業務を行う事業者を指す。
基本設計者	東消防署新築工事基本設計業務受託者を指す。
DBモニタリング事業者	市が別途業務委託を予定するDBモニタリング業務を行う事業者を指す。
消防署	告示第8号 別添2 12号 第2類の消防署を指す。
公共施設	公共機関発注の施設を指す。

## 第1章 入札説明書の定義

### 1. 1 本書の位置づけ

本入札説明書は、市が実施する東消防署新築工事に係る実施設計・施工一括発注の選定にあたり、最も適切な者を当該業務の最優秀提案者として選定するための説明書である。

なお、入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。(以下「入札説明書等」という。)

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 契約書(案)
- ・ 基本設計書(総合基本設計資料及び基本設計図書)

## 第2章 事業の目的

東消防署は開署から50年が経過し、施設の設備機器の老朽化や社会的要求の変化に伴う機能低下等の課題を抱えている。これらの課題を解消するために、新たな庁舎を整備するとともに、脱炭素社会の実現を目指した公共建築物のライフサイクルコストの縮減やZEB Readyの認証取得に向け、選定事業者の消防署の設計に関する豊富な経験と高い技術力を求めるものである。

## 第3章 実施者及び事務局

### 3. 1 実施者

尼崎市長 松本 眞

### 3. 2 事務局

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(市役所 中館9階)

電話：06-6489-6514

電子メール：[ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp)

## 第4章 事業概要

### 4. 1 事業名称

東消防署新築工事(以下「本事業」という。)

### 4. 2 本事業の事業方式

選定事業者が本施設の実施設計及び施工を行うDB(Design Build)方式とする。

基本設計先行型の実施設計・施工一括発注方式にて、実施設計と施工を包括して行い、実施設計段階から施工者が設計に関与する事により、手戻りのない設計工程を担保すると共に、部材や材料の選定、施工方法、工程管理の最適化によるコスト縮減効果、工期短縮を図るものとする。

#### 4. 3 選考方法

総合評価一般競争入札方式

#### 4. 4 公告日

令和6年10月11日(金)

#### 4. 5 事業期間

契約締結の日(令和7年5月下旬)から令和9年3月14日まで

#### 4. 6 業務別の完了期限

工事期限は、令和9年2月28日まで

#### 4. 7 本事業の上限入札金額

1, 155, 880, 000円

(うち、実施設計費は70, 070, 000円を上限とする。)

(うち、工事監理費は32, 637, 000円を上限とする。)

(消費税及び地方消費税を含む。)

(負担金及び申請手数料は含まない。)

(上限入札金額、実施設計費及び工事監理費それぞれの上限を上回る提案は失格とする。)

(最低制限価格は、設定しない。)

#### ※市の支払いに関する事項

選定事業者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を選定事業者に対し、「契約書(案)」に定めるところにより、支払うこととする。

#### 4. 8 計画概要

- ・用途：消防署(告示第8号 別添2 12号 第2類)
- ・事業用地：尼崎市西川1丁目97番の一部
- ・敷地面積：2, 277.68㎡

#### 4. 9 事業の構成

本事業のうち選定事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書等において示す。

- (1) 事前調査業務
- (2) 事業に要する申請等の手続業務
- (3) 市が行う申請等の支援業務
- (4) 実施設計業務（意図伝達業務を含む）
- (5) 工事監理業務
- (6) 建設業務
- (7) その他の業務

別に市が行う業務は、什器備品調達業務、消防指令設備調達業務等とする。

#### 4. 10 遵守すべき法制度等

選定事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法令、条例・規則、要綱・基準等）を遵守すること。なお、詳細については、要求水準書等において示す。

### 第5章 参加資格要件

#### 5. 1 参加者

##### (1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独企業、共同企業体又は、企業グループとする。

- (ア) 企業グループは、本事業の総合評価一般競争入札方式に参加するために複数の企業で構成されたグループを指し、代表企業と構成企業から成るものとする。
- (イ) 参加者は、下記5. 2 (1) 及び(2)の参加資格要件を満たす者とする。
- (ウ) 参加者のうち、構成企業は下記5. 2 (1) 及び(2)のうち、当該構成企業が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。
- (エ) ひとつの企業が、複数の参加者の代表企業又は構成企業となってはならない。

##### (2) 構成企業等の明示

参加者は、参加表明書等の提出時に、代表企業又は構成企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。

##### (3) 構成企業の変更及び追加

参加資格審査結果の通知日以降に、参加者の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該参加者を最優秀提案者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格審査結果の通知日以降の参加者の構成企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変

更（以下「構成企業の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成企業の変更等を認めることがある。

（ア）参加資格審査結果の通知日から入札書及び提案審査書類（以下「提案審査書類等」という。）の受付締切日の前日まで

市は、参加資格審査結果の通知日以降に参加者が構成企業の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、提案審査書類等の受付締切日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

（イ）提案審査書類等の受付締切日から最優秀提案者との契約締結日まで

市は、提案審査書類等の受付締切日以降に参加者の構成企業の一部が参加資格を喪失した場合で、参加者が構成企業の変更等（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、最優秀提案者との契約締結日までにこれを承認することがある。

## 5. 2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加表明書等の提出時に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

### （１）共通の参加資格要件

以下に掲げる者でないこと。

（ア）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

（イ）市との契約に関して地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で市長が指定する日後3年を経過しないもの又は前述に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（ウ）尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者

（エ）国税（本市の区域内に事業所等を有する者にあつては、市税を含む。）の滞納がある者

（オ）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

（カ）建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている者

（キ）尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（令和3年1月14日施行）に基づく参加

停止又は指名回避を受けている者

- (ク) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (ケ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っている者
- (コ) 本事業について発注者支援業務を委託した株式会社安井建築設計事務所と資本金若しくは人事面において密接な関連がある者

## (2) 個別の参加資格要件

参加者のうち下記の（ア）から（ウ）にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

### （ア）市と直接契約を締結する者

尼崎市契約規則第4条に規定する令和6・7年度競争入札参加有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登録された者であること。

### （イ）実施設計業務・工事監理業務を行う者

実施設計業務・工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。（事前調査業務、事業に要する申請等の手続業務、市が行う申請等の支援業務を含む）

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が（a）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（a）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（b）国又は地方公共団体等が発注した施設（平成26年4月以降に竣工したものに限り。）で延べ面積1,000㎡以上の新築の消防署又は延べ面積1,500㎡以上の新築の公共施設の実実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。

なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。

（c）参加表明書等の提出時に、一般社団法人イニシアチブが実施するZEBプランナー登録業者であるか、又は協力事務所が当該登録業者であること。

（d）設計業務の管理技術者は、下記の要件を満たしていること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士とすること。
- ・ 延べ面積1,000㎡以上の新築の消防署又は延べ面積1,500㎡以上の

新築の公共施設の実施設計業務で管理技術者又は主任担当技術者として携わった実績を有していること。

- ・ 代表企業又は構成企業のいずれかに所属し、恒常的な雇用関係が3か月以上あること。

(ウ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が(a)から(b)までの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (b) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(これらの届出に係る義務を有する場合に限る。)
- (c) 国又は地方公共団体等が発注した施設(平成26年4月以降に竣工したものに限り。)で延べ面積1,000㎡以上の新築の消防署又は延べ面積1,500㎡以上の新築の公共施設の施工実績を有していること。  
なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。
- (d) 直近の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果による総合評定値が、市内建設業者にあつては900点以上、令和6年4月1日時点において市内に本店を有していない者で、市内に支店、営業所、出張所又は工場等を有している者(現に人員を配置して事業活動を行っているものに限る。)にあつては1,100点以上、これらの者以外の者にあつては1,300点以上の者であること。
- (e) 登録業者名簿の「建築一式工事」に登録していること。

### 5.3 参加資格要件の喪失

参加者は、5.2参加者の備えるべき参加資格要件を失った場合、参加資格喪失等通知書(様式5-2)を提出することとする。また、参加者に以下の(1)及び(2)で規定する行為があつたときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 参加表明書等の提出時から最優秀提案者決定までの間に、参加者に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。
  - (ア) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
  - (イ) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
  - (ウ) 選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
  - (エ) 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
  - (オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
  - (カ) 代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。
- (2) 参加者のうち構成企業が、参加資格審査結果の通知日から最優秀提案者との契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。
  - (ア) 参加資格審査結果の通知日から提案審査書類等の受付締切日の前日までに参加資格を喪失した場合
    - (a) 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願（様式5-3）を市に提出し、提案審査書類等の受付締切日までに市が変更を認めた場合
    - (b) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成企業等変更承諾願（様式5-3）を市に提出し、提案審査書類等の受付締切日までに市が変更を認めた場合
  - (イ) 提案審査書類等の受付締切日から最優秀提案者との契約締結日までに参加資格を喪失した場合
    - (a) 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願（様式5-3）を市に提出し、最優秀提案者との契約締結日までに市が変更を認めた場合
    - (b) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成企業等変更承諾願（様式5-3）を市に提出し、最優秀提案者との契約締結日までに市が変更を認めた場合

## 第6章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 6.1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等に価格評価を加える総合評価一般競争入札方式により最優秀提案者を選定するものとする。

## 6. 2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日程		内容
令和6年10月11日	(金)	公告、入札説明書等の公表
令和6年10月15日 ～10月30日	(火) (水)	基本設計書の貸与申請の受付
令和6年10月23日	(水)	第1回質問書の受付締切
令和6年10月30日	(水)	第1回質問書に対する回答公表
令和6年11月12日	(火)	参加表明書等の受付締切
令和6年11月22日	(金)	参加資格審査結果の通知
令和6年12月2日	(月)	第2回質問書の受付締切
令和6年12月9日	(月)	第2回質問書に対する回答公表
令和6年12月13日	(金)	VE提案書の受付締切
令和6年12月24日	(火)	VE提案書の採否通知
令和7年1月24日	(金)	辞退届の受付締切
令和7年1月27日	(月)	入札書及び提案審査書類の受付締切
令和7年2月上旬		提案審査書類に関するプレゼンテーション審査及び開札
令和7年2月下旬		最優秀提案者の決定
令和7年3月中旬		最優秀提案者との契約の仮契約締結
令和7年5月下旬		市議会の議決による事業契約の成立

※ 上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 6. 3 基本設計書等の貸与

### (1) 受付期間

令和6年10月15日(火)から10月30日(水)正午まで

### (2) 受付方法

様式集「基本設計書等貸与申請書及び誓約書」に、必要事項を記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「東消防DB基本設計書等貸与」と明記すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。ただし、電話受付は受付期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

### (3) 要件

市は、「東消防署新築工事」に関する「基本設計書（総合基本設計資料及び基本設計図書）」について、参加希望者に対して貸与を行う。

なお、参考資料の貸与を希望できる者は、公告時点において入札説明書「5. 2 参加者の備えるべき参加資格要件」を満たしている者に限る。

(4) その他

市は、参加資格審査の結果通知後に、参加通知を送った参加希望者に対して、基本設計図書の配置図、平面図、立面図、断面図のデータ（JWW形式）及び総合基本設計資料の工事費概算書（見積項目参考書）のデータ（Excel形式）を貸与する。ただし、様式集「4関係資料配布申込書」（様式4-1）に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、市に提出することとする。また、提案審査書類等の提出時に、貸与した基本設計書等を返却すること。

#### 6. 4 第1回質問書の受付

(1) 受付期間

令和6年10月15日(火)から10月23日(水)正午まで

(2) 受付方法

第1回質問書（入札説明書等に関する質問）（様式1-1）に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「東消防DB第1回質問書」と明記すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。ただし、電話受付は受付期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和6年10月30日(水)までに市のウェブサイトにて随時掲載する。

#### 6. 5 現地調査

次のとおり、現地調査期間を設ける。

なお、当日は、市からの説明のみであり、質問がある場合は、第1回質問書又は第2回質問書提出時に提出すること。また、資料は配布しないため各自で用意すること。

(1) 日時

令和6年10月16日(水)から10月25日(金)の間で市が認める日及び時刻にて調整

(2) 場所

現地

(3) 受付期間

令和6年10月15日(火)から10月22日(火)正午まで

(4) 参加申込方法

現地調査参加申込書（様式3-1）に必要事項を記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。なお、メールタイトルは「東消防DB現地調査参加申込書」と明記すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。ただし、電話受付は受付期間

(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、参加人数は1グループ6名(1企業3名を想定)までとする。

#### 6. 6 参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法

参加表明書等は、様式集(様式2-1~2-9)に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加表明書等を確認した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

##### (1) 受付期間

令和6年10月15日(火)から11月12日(火)正午まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、郵送による場合は、令和6年11月1日(月)正午までに必着のこと。

##### (2) 提出場所

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(市役所 中館9階)

##### (3) 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送(その送達の事実を証明することができる方法に限る。)により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

##### (4) 提出部数

正1部 副2部 計3部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

#### 6. 7 第2回質問書の受付

##### (1) 受付期間

令和6年11月25日(月)から12月2日(月)正午まで

##### (2) 受付方法

第2回質問書(様式1-2)に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「東消防DB第2回質問書」と明記すること。また、質問が無い場合も「質問なし」として提出すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

ただし、電話受付は受付期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

##### (3) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和6年12月9日(月)を目途に、市のウェブサイトにて随時掲載する。

## 6. 8 VE提案書の受付及びVE提案書の採否通知

### (1) 受付期間

令和6年12月10日(火)から12月13日(金)正午まで

### (2) 受付方法

VE提案書(様式6-1)に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。なお、メールタイトルは「東消防DBVE提案書」と明記すること。また、VE提案が無い場合も「VE提案なし」として提出すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。ただし、電話受付は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

### (3) 採否通知

令和6年12月24日(火) 各提案者個別に電子メールにて通知する。

## 6. 9 入札書及び提案審査書類の受付期間・提出場所及び方法

入札書及び提案審査書類(以下「提案審査書類等」という。)は、様式集に定めるところに従い作成すること。なお、市は、提出された提案審査書類等を確認した上で必要があると判断した場合は、補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。また、提案審査書類等の提出時に、貸与した基本設計書等を返却すること。

### (1) 受付期間

令和7年1月20日(月)から27日(月)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 提出場所

尼崎市資産統括局技術監理部建築課  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(市役所 中館9階)

### (3) 提出方法

提出場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出の際は事前に市に連絡し、市が指定した時間帯に来庁すること。

### (4) 提出部数

#### (ア) 入札書

入札書(様式7-2)は封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して1部提出する。

#### (イ) 入札価格計算書

入札価格計算書(様式7-3)は、入札書と同封の上、1部提出する。

#### (ウ) 提案審査書類

正1部 副5部 計6部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

※正のみ会社名を記載すること。

## 6. 10 事業者の選定方法

### (1) 最優秀提案者の審査及び評価方法

#### (ア) 参加資格審査

参加表明を行った事業者について、選定委員会により審査を実施する。

#### (イ) 技術提案審査

選定委員会において、各事業者から提出された技術提案及び入札金額について総合的に審査、評価し、最優秀提案者及び次点優秀提案者を特定する。

(ウ) 技術提案における主な評価項目（以下「評価項目」という。）は、別に定める落札者決定基準による。

(エ) 総合評価点が6割未満の場合は、最優秀提案者と認めない。

(オ) 参加者が1者となった場合であっても、技術提案審査を実施し、総合評価点が6割以上の場合は、最優秀提案者として特定する。

### (2) 参加資格審査に関すること

#### (ア) 参加資格の確認

(a) 本事業に参加する者は、参加表明書を提出すること。

(b) 選定委員会は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、各参加企業が参加資格を満たしているか否かを確認する。

(c) 管理技術者については、要件を満たす技術者の配置の可否のみを確認する。

#### (イ) 提案候補者の選定及び技術提案の要請

選定委員会による審査を行い、提案候補者の選定を行う。市は、当該結果に基づき、提案候補者に技術提案書の提出要請を行う。

#### (ウ) 参加資格審査結果の通知

(a) 審査の結果、参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された者に対しては、令和6年11月22日(金)までに参加資格審査結果を電子メールにより通知し、技術提案書の提出要請を行う。

(b) 提案候補者として選定されなかった者（参加資格を満たさない者又は確認できない者）に対しては、その理由を明記した「参加資格不適合通知書」を送付する。

(c) 提案候補者は、技術提案書（入札書及び入札価格計算書を含む）を提出すること。

(d) 参加資格不適合通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、指定様式により、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付時間は休日を除く日の午前9時から午後4時までとする。

(e) 上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

- (f) プレゼンテーションは、非公開で行うが、提出書類に対し、尼崎市情報公開条例第6条第1項に基づく請求書が提出された場合には、最優秀提案者の選定が完了した後において、当該提出書類を作成した者から了承を得た場合に限り、その全部又は一部を請求者に公開することがある。

### (3) 技術提案審査に関すること

技術提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から「第二次審査」を行う。また、第一次審査時に実施しなかった技術者の資格や実績等の審査（技術者要件審査）もあわせて実施する。

#### (ア) 技術提案書取りまとめ・基礎審査

市は、参加者から技術提案書の提出があった際は、技術事項及び価格事項の審査に先立ち、基礎審査として、求める資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき技術提案書が作成されているかを確認する。

#### (イ) 技術者要件審査

市は、参加者から実施設計業務に係る技術者審査資料の提出があった際は、第一次審査に位置づけた資格及び実績要件を満たす技術者であるかを確認する。

#### (ウ) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の詳細については、参加資格審査結果後に別途送付する通知により示すこととする。

#### (エ) 開札

開札するにあたり立会を希望する場合は、事前に事務局に連絡すること。

なお、入札金額の開札時に公表は行わない。

#### (オ) 技術事項及び価格事項の評価

別に定める落札者決定基準により評価点を算定する。

#### (カ) 最優秀提案者及び次点優秀提案者の特定

選定委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総合評価点が最も高い者を最優秀提案者に、次に高い者を次点優秀提案者とし特定し、選定委員会より市長に報告する。

#### (キ) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、東消防署新築工事DB事業者選定委員会において別に定める落札者決定基準に基づき選定された者を基本として決定する。

選定委員会は市に選定結果を答申し、市は、選定委員会による落札者候補選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

## 6. 1.1 参加にあたっての留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

参加者は、提案審査書類等の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表等が必要と認めるときに市は、事前に選定事業者と協議した上で、提案審査書類等の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(6) 提案審査書類等の取扱い

提出された提案審査書類等については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 募集・審査・入札の中止

本件入札を公正に執行することができないと認められるとき又は天災地変等やむを得ない理由により、技術提案審査及び入札の実施ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。

(9) 提案審査書類等の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の提案審査書類等は、無効とする。

なお、最優秀提案者の決定後において、当該の最優秀提案者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、最優秀提案者の決定を取り消す。

- (ア) 参加資格を有していない参加者のもの若しくは6.10(2)(ウ)(a)の参加資格確認通知書を受領しなかった者又はこれらの代理人がした入札
- (イ) 委任状を提出せずに代理人がした入札
- (ウ) 指定した期間内に提出されなかった入札
- (エ) 所定の様式によらない入札
- (オ) 入札者（グループにあっては、入札をしたその代表企業（提出された参加表明書等にグループの代表として記載された企業をいう。）。以下同じ。）若しくはその代表者

又はその代理人の記名押印がない入札

- (カ) 参加表明書等の提出者印と異なる印鑑を押印した入札
- (キ) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (ク) 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (ケ) 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- (コ) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
- (サ) 入札金額が訂正された入札
- (シ) 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (ス) 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札
- (セ) 入札金額の直前に円記号が記載されていない入札
- (ソ) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (タ) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループ又はその代理人  
がした入札
- (チ) その他本件入札に関する条件に違反した入札

#### (10) 提案審査書類等の変更の禁止

一度提出された提案審査書類等については、変更を認めない。ただし、提案書の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

#### (11) 辞退

提案候補者として選定された者が、入札を辞退する場合は、令和7年1月24日(金)までに、辞退届(様式5-1)を事務局まで提出すること。

#### (12) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (13) その他

入札説明書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

### 6. 12 技術提案書の評価方法

技術事項及び価格事項に係る評価は、第二次審査(技術提案審査)にて行う。提案者より提出された技術提案書等及びそれに基づくプレゼンテーション審査の内容により評価する。選定委員会委員の評価は、別に定める落札者決定基準に基づき、技術事項の面から行う。

## 第7章 提出書類

参加者が市に提出する書類は、様式集を参照すること。

## 第8章 契約に関する事項

### 8. 1 契約手続き

#### (1) 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

事業計画及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。

#### (2) 契約の締結

市は、落札者と契約書（案）に基づき、契約を締結することを予定している。

落札者は通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結しなければならない。尼崎市議会の議決を経るまでは、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第30条の規定により、仮契約として締結し、同議会の議決（令和7年5月市議会定例会を予定）の後、通知を受けてから5日以内に本契約を締結しなければならない。

#### (3) 落札者の決定の取消し

落札者が、仮契約を締結するまでに参加資格の要件を満たさなくなったときには、落札者としての決定を取り消すことがある。この場合において、落札者がこれにより損害を受けても、本市は、その損害について賠償等の責任を負わない。

#### (4) その他

本事業に係る契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条第1項に規定する対象契約に該当するため、本事業に係る契約を締結する者は、本事業の実施に当たり労働関係法令遵守状況報告書等の提出が必要である。

### 8. 2 契約金額

契約金額は、入札金額の金額とする。

### 8. 3 契約保証金

事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、契約金額の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を事業契約締結日までに納付することとする。

なお、地方自治法施行令第167条の16第2項において準用する同令第167条の7第2項の規定により担保の提供をもって代える場合又は尼崎市契約規則第32条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合（市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等）は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。履行保証保険契約を締結する場合、保証証券を市に寄託しなければならない。

### 8. 4 契約不適合保証金

選定事業者は、本事業の契約金額の100分の5に相当する金額以上を契約不適合保証金

として、当該業務が完了するまでに納付すること。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金として充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。契約不適合保証金は、業務目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める期間の留保期間経過後、契約不適合保証金を充当することがなければ、返還する。

## 8. 5 保険

選定事業者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。

なお、下記の保険と類似の機能を有する共済等を含むものとする。また、下記以外の保険の付保については、選定事業者が必要と判断するものに加入することとする。

### (1) 建設工事保険

建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものとする（一部に付帯設備工事を含む場合も対象とする。）

(ア) 保険契約者：構成企業

(イ) 被保険者：構成企業及び市

(ウ) 保険の対象：本件の事業契約の対象となっているすべての工事

(エ) 保険の期間：工事期間

(オ) 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。

(カ) 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

### (2) 組立保険

建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。）又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事を含む場合も対象とする。）

(ア) 保険契約者：構成企業

(イ) 被保険者：構成企業及び市

(ウ) 保険の対象：本件の事業契約の対象となっているすべての工事

(エ) 保険の期間：工事期間

(オ) 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。

(カ) 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

### (3) 第三者賠償責任保険

(ア) 保険契約者：構成企業

(イ) 被保険者：構成企業及び市

(ウ) 保険の期間：工事期間

(エ) 保険金額：対人1億円／1名以上かつ10億円／1事故以上、対物1億円／1事故以上とする。

(オ) 免責金額：5万円／1事故以下とする。

## 8. 6 選定事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。選定事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

## 第9章 その他

### 9. 1 費用負担

提案審査書類等の作成並びに提出等に係る必要な費用は、すべて参加者の負担とする。

### 9. 2 市と選定事業者の責任分担

#### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

市、DBモニタリング事業者及び選定事業者との役割分担は、原則として要求水準書によることとする。

#### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、契約書において定めるものとする。

### 9. 3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市のウェブサイト随時掲載する。

なお、審査に関する情報公開の対応は、提案者から提出された提案書類等と同様に本契約締結後とする。

### 9. 4 守秘義務

業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏洩、又は不適当な目的で利用してはならない。